

5 連絡体制

- (1) 教職員の連絡体制・・・教職員連絡メール 教職員連絡網（各自携帯）
- (2) 保護者への連絡体制・・・緊急連絡メール（校長 PC+校長携帯、教頭 PC）

6 避難指示及び避難誘導

(1) 避難指示の基準

- ① 校地内で火災が発生したとき。
- ② 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ③ 津波や河川の氾濫により避難が必要なとき。
- ④ 土砂災害の発生が予想されるとき。
- ⑤ その他、校長が必要と認めるとき。

(2) 避難誘導

校内の児童及び教職員の避難が必要と判断したときは、速やかに校内放送またはハンドマイクにて避難事由及び安全な避難方法等を指示する。

避難指示があった場合は、児童の安全を最優先し、1次避難所に誘導する。また、状況に応じて2次避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

災 害	1次避難場所	2次避難場所
火 災	運動場（砂場付近）	状況により判断
風 水	体育館	状況により判断
土 砂	体育館	状況により判断
地震・津波	体育館または運動場	状況により判断

(4) 理科の実験中や家庭科の調理実習中の対応

火や薬品を使用する学習中に災害が発生した場合は、火元及び薬品の確認を行い、2次災害が発生しないように留意する。

(5) 負傷者等の救護

負傷した児童及び教職員がいる場合は、応急手当を行うとともに、必要に応じて医療機関に搬送する。

(6) 障害のある児童等への対応

障害や負傷により、自力で避難できない児童がいる場合は、予めその状況を把握し、避難誘導時に支障がないようにする。

7 保護者への引き渡し確認

気象情報及び被害の状況に応じて、引き渡し下校とするか否かを決定し、児童が安全に下校できる方策を講じる。

(1) 下校方法

災害発生時の下校方法の留意点については、事前に児童に指導する。

- ① できるかぎりの集団をつくり下校する。
- ② 崖、陥没、倒壊家屋、河川付近などは避けて通る。

(2) 保護者への引き渡し

児童を保護者またはそれに代わる者に引き渡す際は、直接の引き渡しとし、引き渡したときは、チェック表にチェックを入れる。

(3) 帰宅困難児童への対応

災害等により一時的に帰宅が困難な児童は、学校施設の安全な場所で待機させ、その状況を保護者に周知する。帰宅可能と判断されたときは、保護者に連絡の上、引き渡す。

8 防災訓練・防災教育

(1) 防災訓練

①火災及び地震避難訓練計画（※実施計画は職員会議で提案）

	時期	訓練内容	対象者	備考
1	11月	火災避難・消火訓練	児童 教職員	消防署指導
2	1月	地震対応避難訓練	児童 教職員	

②火災避難訓練のねらい

- ・火災発生時の場合、児童を速やかに、かつ安全に避難させることができるようにする。
- ・集団行動の一環として、非常の場合でも沈着・冷静・安全に秩序正しい行動がとれるようにする。
- ・非常の場合の職員の責任分野を明らかにするとともに、非常時においても慎重かつ、素早い組織的な対応がとれるようにする。
- ・消火器の点検を兼ね、使用方法を習得する。

③地震対応訓練のねらい

地震による校舎の被害を想定した避難訓練を実施することにより、本校の避難誘導が適切であるか確認すると共に、教職員・児童の防災意識を高める。

④留意事項

- ・かばんなどを持たず、上靴のまま避難する。
- ・ハンカチを口に当て、煙の中では腰を低くして歩く。(火災)
- ・帽子など頭部を保護するもので頭を覆う。(地震・水害・土砂災害・火災)
- ・おさない, はしらない(室内), しやべらない, もどらないの徹底。(おはしもの約束)
- ・1～3年、4～6年が集団になり避難する。(前後に必ず担任が位置する。)
- ・避難場所に到着後、学年順に整列し、人数確認をする。(担任⇒教頭⇒校長)

(2) 防災教育

「危険予測学習 (KYT)」を中心に防災教育に取り組み、児童の危険予測・回避能力の育成に努める。

①危険予測学習とは

「危険予測学習」とは教材の写真やイラストに潜む危険を予測し指摘し合うことで、現実に関わりそうな危険に気づき、事件や事故に遭わないためにはどのように行動すればよいかを考えることで、危機意識や安全意識を高めることを目的とする学習活動である。

②危険予測学習資料集(県教委作成)の活用

- ・災害安全資料(ワークシート・実践例)の活用
- ・学習内容の例…「水害発生後の避難」「用水路の増水」「台風の接近」等

9 避難所の運営

避難所運営は、本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定の時間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

そこで、長門市より避難所としての開設依頼があった場合は、長門市関係部署と連携・協力して避難所を運営する。

《 避難所開設に係る対応 》

市担当職員の運營業務に対して本校防災本部を中心に協力する。

- ① 体育館の開錠と避難者の誘導
 - ② 「避難所開設」の表示
 - ③ 「管理運営事務所」の開設
 - ④ 避難者名簿の作成
 - ⑤ 関係機関への状況報告と情報収集
 - ⑥ 要擁護者への協力
 - ⑦ 報道対応
- 等